

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日は、
その翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)
国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(〃)

◇ 公 告

保安林の指定の解除予定(森林保全課)
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第八百九十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する

る政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
遠藤医院	境港市上道町九一四一	平成四年十月十五日
あべ小児歯科	米子市米原一三〇七二	〃

鳥取県告示第八百九十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
椎 木 芳 和	鳥 国 葉 第 八 二 四 号	平 成 四 年 十 月 十 九 日
宇 野 田 忍	鳥 国 葉 第 八 二 五 号	”

鳥 取 県 告 示 第 八 百 九 十 二 号

次 の よう に 保 安 林 の 指 定 を 解 除 す る 予 定 で あ る 旨 の 通 知 を 受 け た の で、
森 林 法 (昭 和 二 十 六 年 法 律 第 二 百 四 十 九 号) 第 三 十 条 の 規 定 に よ り 告 示 す
る。

平 成 四 年 十 一 月 十 三 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 出 次

一 解 除 予 定 に 係 る 保 安 林 の 所 在 場 所

気 高 郡 気 高 町 大 字 八 束 水 字 魚 見 上 り 立 二 六 六 七 の 五 (国 有 林)

二 保 安 林 と し て 指 定 さ れ た 目 的

魚 つ き

三 解 除 の 理 由

道 路 用 地 と す る た め

公 告

銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 (昭 和 三 十 三 年 法 律 第 六 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。)
第 五 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り 銃 銃 及 び 空 気 銃 の 取 扱 い に 関 す る 講 習 会 を
次 の と お り 開 催 す る。

平 成 4 年 11 月 13 日

鳥 取 県 公 安 委 員 会 委 員 長 徳 田 博 司

1 講 習 の 種 別 及 び 受 講 対 象 者

経 験 者 講 習

鳥 取 県 内 に 住 所 を 有 す る 者 の う ち、 次 に 掲 げ る 者 を 対 象 と す る。

ア 法 第 七 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ る 許 可 (法 第 四 条 第 一 項 第 一 号 の
規 定 に よ る 銃 銃 又 は 空 気 銃 の 所 持 の 許 可 を い う 。 以 下 同 じ 。) の 更
新 を 受 け よ う と す る 者

イ 許 可 を 受 け よ う と す る 者 で、 法 第 五 条 の 二 第 三 項 第 二 号 に 規 定 す
る も の

2 開 催 の 日 時 及 び 場 所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成4年12月2日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市権町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
	平成4年12月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議 室	浜村、倉吉及び八 橋の各警察署の管 内に居住する者
	平成4年12月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 大会議室	岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長
を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料

・ 料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑